

1 基本的な考え方

(1) 策定の趣旨

- 「千葉県消費生活の安定及び向上に関する条例」に基づく基本計画と、「消費者教育の推進に関する法律」に基づく法定計画を、一体的に策定。
- 本県の消費生活に関連する各種施策・事業を、「消費者の視点」に立って、総合的・計画的に推進していくための基本指針。

(2) 計画期間

- 計画期間は、令和6年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)までの5年間。

2 消費者を取り巻く現状と課題

(1) 社会環境の変化

- | | | |
|-----------------|--------------------------|------------------------|
| ア 高齢化の進行、世帯の単身化 | ウ グローバル化、デジタル化の進展 | オ 持続可能な社会の実現に向けた機運の高まり |
| イ 成年年齢の引下げ | エ 地球温暖化や災害の激甚化、新たな感染症の発生 | |

(2) 現行(第3次)計画での取組状況と課題

- | | |
|---|--|
| ア だれもが、どこでも安心して相談できる体制づくり
主な取組：消費生活相談員の資質向上
課題：デジタル化を含めた相談体制の充実 | エ 取引の適正化と悪質事業者への指導の推進
主な取組：事業者指導、調査体制の強化
課題：警察や近隣都県との連携の一層の強化、充実 |
| イ 気づき、つなぎ、守る地域の力の向上
主な取組：消費者被害や悪質商法事例等の情報提供
課題：既存のネットワークの活用も含めた見守り体制の整備促進 | オ 商品、サービスの安全安心の推進
主な取組：商品やサービスの規格、表示等の適正化の推進
課題：災害時等における正確な情報の提供 |
| ウ 消費者市民を育む教育の推進
主な取組：成年年齢引下げを踏まえた若年者への消費者教育
課題：脱炭素型ライフスタイルの推進やエシカル消費の普及啓発 | |

3 基本方針

(1) 基本理念

- 行政、消費者、事業者等の主体が連携、協働すること
- 消費者の権利を尊重すること
- 消費者の自立を支援すること

(2) 基本施策

- ① 消費者被害の防止、救済とネットワーク強化
- ② 消費者市民を育む教育の推進
- ③ 安全安心な消費生活の確保

(3) 指標

- 【計画全体】
 消費生活全般について満足している
 県民の割合
 目標値：50%(令和10年度)

4 施策展開

【基本施策1】

消費者被害の防止、救済とネットワーク強化

- (1) 相談体制の充実
 - ・消費生活相談業務のデジタル化の推進
- (2) 関係機関との連携、制度の活用
 - ・市町村等相談機関への支援機能の強化
- (3) 消費者被害情報の積極的な収集と提供
 - ・デジタル化の進展、電子商取引拡大に対応するための情報収集と提供
- (4) 見守りネットワークづくり
 - ・消費者安全確保地域協議会設置促進

【基本施策2】

消費者市民を育む教育の推進

- (1) 成年年齢引下げを踏まえた若年者への消費者教育の推進
 - ・教育現場で活用できる消費者教育教材の充実
- (2) 消費者教育や地域の活動を担う人材の育成
 - ・消費者教育コーディネーターや消費生活サポーターの育成、活用
 - ・職域における消費者教育の推進
- (3) 多様化、複雑化する消費生活への対応
 - ・デジタル化の進展、電子商取引拡大に対応するための教育
- (4) 持続可能な社会の形成に向けた教育の推進
 - ・脱炭素型ライフスタイルの推進
 - ・エシカル消費の普及啓発

【基本施策3】

安全安心な消費生活の確保

- (1) 事業者に対する適正な指導と悪質事業者に対する取締りの強化
 - ・他自治体、警察等との連携体制の強化
- (2) 商品、サービス、取引の安全安心の推進
 - ・商品、サービスの規格、表示等の適正化の推進
 - ・消費者志向経営の普及啓発
- (3) 生活必需品の安定供給等
 - ・災害時等における必要な情報の収集と発信

